

スイスにおける動物福祉規制と農業環境政策

大 山 利 男*

I. はじめに

「動物福祉」¹⁾の概念は、おもにヨーロッパ諸国や北米諸国で発展し、活発な議論が展開されてきた。その考え方は、社会の価値観や宗教観、倫理観など精神文化面にも大きく影響され、きわめて急進的な立場から比較的穏健な立場のものまで多様である。また「動物福祉」や「動物保護」²⁾の概念や考え方は時代とともに進化しており、近年では「動物の権利」³⁾の概念に関する議論も交差して展開されている。本稿で対象とする家畜の飼養管理(畜産)についてみると、極端に飼養密度の高い集約型畜産の問題が、ハリソン(1964)『アニマル・マシーン』やメイソン他(1982)『アニマル・ファクトリー』⁴⁾らによって厳しく批判され、社会的関心が喚起されてきた。

ところで動物福祉の問題は、以上のような問題であることにとどまらず、1990年代以降においてはヨーロッパ諸国を中心として農業分野における重要な政治的かつ経済的イシューの一つとなっている。欧州連合(EU)や各国政府は、政治レベルにおける議論を展開するだけでなく、実際に法制化をすすめているからである。たとえばEUは、2000年にWTO農業委員会に「EU提案アニマル・ウェルフェアと農業貿易」を提出し、この問題を国際貿易交渉の場における議論の一つとして提案している(福士, 2001: 90-98)。また各国でも、動物福祉に配慮した飼養管理に関する法律が制定され、その遵守が法的義務となりつつある。畜産経営者も例外ではなく、福祉水準を向上させるべ

く技術的にも経営的にも少なからず転換を迫られている。

本稿の課題は、スイスを事例として、動物福祉規制がどのようなものであるかを述べ、動物福祉の向上を目的とした施策のあり方とそれを受容する社会を経済面から考察することである。さきに結論を述べることにもなるが、スイスの事例を取り上げる理由はつぎのようなことになる。

第1に、動物福祉に関する規制は、全般的かつ義務的なものとして動物保護法が制定されているが、家畜動物についてみれば、それに加えて農業環境政策の一環としてBTS(家畜にやさしい畜舎システム)とRAUS(家畜の規則正しい屋外での放し飼い)とよばれる規則が制定されている。これらの規則を実践することは任意(自発的)であるが、直接支払制度における一つのメニューとなっており、その実践によって助成金が受け取れるようになっている。つまりBTSとRAUSのプログラムは、もう一段高いレベルの動物福祉水準をめざすための誘導策として組み込まれているのである。このような義務的規則と任意的規則を組み合わせることで助成金によって政策誘導していく手法は、まさに農業環境政策におけるクロス・コンプライアンスの手法と同じである。

第2は、動物福祉に配慮した飼養管理の実践例として、有機畜産を実践する農場が少なからず存在する。有機畜産によって生産された畜産物は「有機」と表示して販売できるので、消費者はこの有機表示を通じて、当該畜産物が動物福祉に配慮して生産されていることを知ることができる。この場合、動物福祉に配慮した生産方法によってど

* 農政調査委員会

の程度の減収があるのか、また販売時にどの程度の価格プレミアムが実現できるのかということを一般化することはできない。しかしながら、動物福祉に配慮した飼養管理の実践は、少なくとも有機表示によって市場を通じて消費者から支持される（支持されている）可能性をもたらし。

以上のことから、本稿ではまずスイス国内の動物福祉に関する法規制の概要について、つぎに農業環境政策の一環として実施されている BTS と RAUS の実態について述べる。そして最後に、有機畜産物の展開状況や流通・市場構造について概観し、動物福祉に配慮した畜産を成立させている社会経済的要因について考察する。

II. 義務的規制としてのスイス動物保護法

(1) スイス国内の動物福祉に関するおもな法規制

スイス国内の動物福祉に関する規制は、連邦憲法（2000年新憲法では第80条「動物の保護」）と動物保護法に基づいている。これらは、飼養動物と野生動物とを問わずすべての動物を規制する包括的なもので、規制事項には畜産（動物飼養）、動物実験、コンパニオン・アニマル、繁殖、輸送、屠畜などが含まれる。

連邦憲法と動物保護法は、いずれも義務的なも

のであるが、さらにスイスでは選択的で任意の関連規制が制定され、民間組織による表示プログラムによって運営されている。これらの規制と民間の表示プログラムの関係を示したのが図1である。この図にしたがえば、連邦憲法と動物保護法をベースとしつつ、スイスの国産畜産物であることを保証しようとする表示プログラムとして、スイス農民連盟の「スイス・ミートQA」（国産保証）が位置づけられる。さらに選択的な任意規則として「BTS」と「RAUS」があるが、これらは表示を目的とするものではないため、これらの要件をクリアした畜産物であることを証明する表示プログラムとしては、小売業者による「コープ・ナトゥラプラン」や「M7」といったプログラムがある。有機規則は、さらにその上位に位置づけられるが、やはりあくまで遵守すべき要件を定めたものであり、実際に有機表示するためには民間プログラムを利用することが一般的となっている。これに該当するのは有機農業団体ビオスイスの「花つぼみ」ラベルや、デメターのラベルである。

(2) スイス動物保護法の概要とオーソリゼーション

[スイス動物保護法の概要]

スイス動物保護法（連邦法）は1978年に成立している。それにもとづいて制定されている規則の

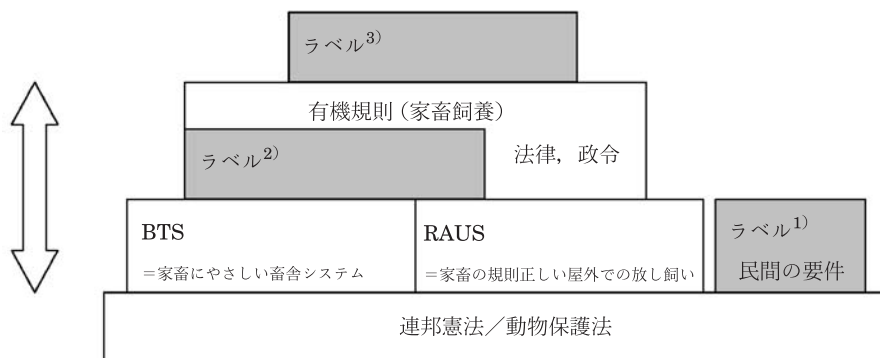


図1 動物福祉に関する法規制と民間の表示プログラム

1) ラベル（民間の要件）例：スイス・ミートQA（スイス・ファーマーズ・ユニオンのプログラム）

2) 例：コープ・ナトゥラプラン、ミグロM7プログラム

3) 例：ビオスイス（Knospe）、デメター

（資料）連邦農業局提供資料による（2003年10月）。

概要は表 1 のとおりである（1981 年改定）。畜産に関する部分は、第 1 章「動物飼養に関する一般条項」、第 3 章「飼養動物」、第 6 章「動物の輸送」、第 7 章 a「動物の屠畜」である。とくに第 3 章では、一般条項のほか、畜種ごとに牛、豚、飼養うさぎ、家禽類、犬に関する条項が定められている。

[オーソリゼーション義務化の意義]

スイス動物保護法によって定められた条項をここでは逐一検討しないが、畜産部門に対して重要な意味をもつものとして、畜舎システムの販売ないし導入における「オーソリゼーション」手続きの義務化をあげることができる（第 3 章セクション 5、

表 1 スイス動物保護法の規則

第 1 章：動物飼養に関する一般条項
第 1 条 適切な取り扱い、第 2 条 飼料、第 3 条 ケア、第 4 条 畜舎、第 5 条 囲い（屋内外を仕切るもの、ケージ、ティラリア、水槽、繁殖用タンクないし魚用池を含む）、第 6 条 ストール、ボックス、テサリングのシステム、第 7 条 外気浴
第 2 章：動物の世話をする者
第 8 条 トレーニング、第 9 条 試験、第 10 条 試験に関する規則、第 11 条 動物を世話する者の雇用
第 3 章：飼養動物（家畜）
セクション 1 一般条項
第 12 条 定義、第 13 条 畜舎の床、第 14 条 照明、第 15 条 畜舎内での行動管理
セクション 2 牛
第 16 条 子牛の飼料給餌、第 16 条 a 子牛の居住条件、第 17 条 横臥エリア、第 18 条 スタンション・システム、第 19 条 ルース・ハウジング（繋ぎ飼いでない畜舎）
セクション 3 豚
第 20 条 ほじくり返す行動、第 21 条 床と横臥エリア、第 22 条 個別の居住条件、第 22 条 a グループ・ハウジング、第 23 条 分娩房（ベン）、第 24 条 子豚のケージ
セクション 3a 飼養ウサギ
第 24 条 a グループの占有場所と畜舎、第 24 条 b 囲い：ケージとアコモデーション
セクション 4 家畜化した家禽類
第 25 条 導入設備、第 26 条 断喙および雛を殺すこと
セクション 5 畜舎および設備の認可
第 27 条 認可に関する規制、第 28 条 認可手続き、第 29 条 畜舎委員会、第 30 条 認可に関する表示と公表
セクション 6 犬
第 31 条 犬を飼うこと、第 32 条 役畜としての犬、第 33 条 狩猟犬の訓練、第 34 条 犬の訓練
第 3 章 a：動物保護施設（シェルター）と愛玩動物（ペット）
第 34 条 a：定義、第 34 条 b：動物保護施設と商業的ブリーディング施設の届出と愛玩動物を飼うこと
第 4 章：野生動物
セクション 1 一般条項
第 35 条 定義、第 36 条 給餌の禁止、第 37 条 野生動物の捕獲と動物小屋
セクション 2 野生動物飼育の認可
第 38 条 野生動物の専門的な飼育、第 39 条 私的個人による野生動物の飼育、第 40 条 制約、第 41 条 認可手続き、第 42 条 認可の追加条件、第 43 条 認可範囲、第 44 条 検査と届出の要件
第 5 章：動物の取引と広告目的の動物利用（第 45 条～第 51 条 a）
第 6 章：動物の輸送
第 52 条 責任、第 53 条 輸送する動物の選択、準備、ケア、第 54 条 輸送方法、第 55 条 輸送コンテナ、第 56 条 例外、第 57 条（無効）
第 7 章：動物をつかった実験（第 58 条～第 64 条 b）
第 7 章 a：動物の屠畜
第 64 条 c：1 回の搬入、第 64 条 d：屠畜舎、第 64 条 e：取扱い、第 64 条 f：気絶（屠畜）方法、第 64 条 g：屠畜、第 64 条 h：出血、第 64 条 i：カントン（州）政府の規制
第 8 章：動物麻酔義務の例外（第 65 条）
第 9 章：禁止行為（第 66 条）
第 10 章：動物保護および福祉に関する研究費助成（第 67 条）
第 11 章：執行運営（第 68 条～第 69 条）
第 12 章：最終条項
セクション 1 施行（罰則） （第 70 条～第 71 条）
セクション 2 現行法の改正 （第 72 条～第 76 条）
セクション 4 施行開始に関する規則 （第 77 条）

（資料）Tierschutzgesetzes vom 9. März 1978（1981 年施行）。

第27条～第30条)。すべての畜舎・生産システムは、それが導入される際に、畜産農家ないし販売・製作者が事前に認可申請しなければならないというものである。

オーソリゼーションに関する権限は連邦獣医局(BVET)に与えられているが、実際の認可手続きや実用テストを行うのは、その下部機関である2つの畜産試験センター(ベルン市郊外のツォリコフエンにあるZTHZ(Zentrum für tiergerechte Haltung in Zollikofen)とチューリッヒ市にちかいテニコンにあるZTHT(Zentrum für tiergerechte Haltung in Tänikon))である。両者は、畜種による分担関係にあり、ZTHZでは家禽とうさぎについて、ZTHTでは牛、山羊、豚、その他の動物について認可手続きや実用テストを行っている。またオーソリゼーション手続きの執行にあたって、ZTHZとZTHTとは別に諮問委員会が設置されている。諮問委員会は、連邦からの代表3人、州(カントン)からの代表3人、科学者4人、動物保護の専門家3人、動物飼養の専門家3人、畜舎建築の専門家3人で構成され、審査・判定に関する決定や助

言を行っている。

図2は、ZTHZとZTHTによる畜舎システムのオーソリゼーション手続きを示している。まず畜舎システムを製作(または輸入)して販売しようとする者、またはそれを導入しようとする者(輸入業者ないし農業者)はVBETに書類(計画、寸法、技術データ等)を送付して認可申請しなければならない。認可申請した畜舎・生産システムが動物福祉に適ったものであるか否かは書類審査、訪問調査によって検証され、認可される。通常は既存資料や類似設備の経験に基づいて決定されることが多いが、即座に判定できないような場合、実用テスト(practical testing)が行われる。この実用テストもZTHZとZTHTの両機関が担っており、動物福祉の指標を獣医学的、生理学的、行動学的な観点から試験設計し、試験データを収集している。以上の手続きを経て、改善が必要な場合は助言・勧告が行われ、完全な許可が決定されない場合でも、畜舎や設備の一部改善による猶予ないし条件付きで認可されることがある。

[実用テストの副次的効果]

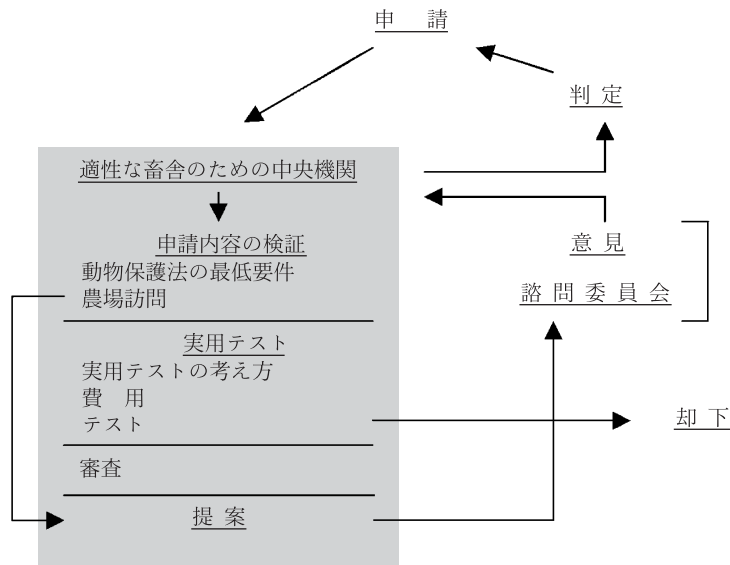


図2 スイスのオーソリゼーションにおける認可決定と実用テストの手続き

(出典) Fröhlich, Ernst and Hans Oester, *The Obligatory Testing in Switzerland*, Standing Committee of the European Convention for the Protection of Animals kept for Farming Purposes (T-AP), 38th meeting, Strasbourg, 23-26 November 1999, p. 3.

オーソリゼーション手続きの重要性を強調するフレーリッヒらによれば、動物保護法の規則第3章セクション5はつぎのように要約できる。すなわち「利益を目的とする動物を飼養するための大量生産の畜舎システムと設備は、連邦評議会によって任命された機関の事前の認可なしに広告、販売されてはならない。オーソリゼーションは、そういったシステムと設備が、動物にとって適切な飼育条件を提供するときだけに与えられる」(Fröhlich, et al., 1999: 2) ということである。ただし、この点はオーソリゼーションの第一義的な意味を示すものであり、この限りでは行政による許認可システムとして常套的なことである。むしろ副次的であるが、より積極的にはつぎの2点に意義を見いだすことができよう。

一つには、フレーリッヒが「新しい技術は、問題を解決するよりも、むしろ多くの問題をひきおこすという明かなリスクがある」(Fröhlich, et al., 1999: 5) と述べているように、新しい技術(ここではとくに畜舎システム)が導入される際、そのリスクを回避するという意味で事前の実用テストが重要な役割を果たしている。実用テストは、当該技術(畜舎システム)が動物福祉に適しているか否かを調べるために、獣医学的、生理学的、行動学的な観点から実施されるが、それと同時に技術リスクを評価するという意味をあわせもつ。オーソリゼーションの義務化は、規制のための施策であることにとどまらず、畜舎システム・設備を新規導入する経営者側にとって技術的失敗を回避、予防する役割を果たしているのである。

オーソリゼーションのもう一つの意義は、畜舎システムや設備を製作・導入する業者にとって、オーソリゼーションを執行する2つの機関と恒常的にコンタクトがとれる社会的関係ができるという点である。実用テストの結果や経験の共有化がすすみ、すでに認可されている畜舎システムや設備については、あらためて実用テストや公式決定(諮問委員会のものを含む)を待つ必要がなく、認可申請をしなくとも販売や導入が可能となる。結果として、無駄な開発コストやオーソリゼーション

(実用テストを含む)コストが私的にも社会的にも節約されるのである。

1981年から2000年のオーソリゼーションの認可実績は、申請数2,314件に対して1,308件が認可され、48件が条件付きで認可されている。認可の取消しや却下も少なくない。認可が確定しているものの動物種ごとの内訳は、牛が724件、豚が387件、家禽が121件、うさぎが52件である(BVET, 2003: 2)。

なお、畜舎システムや設備が「適切な飼育条件を提供するもの」であるか否かという評価は、科学的でなければならないとはいえ価値観をともなうプロセスである。問題となるのは、テスト結果そのものの評価ではなく、もともと論争になっていた点をいかに評価するのかという点である。その典型として、産卵鶏の福祉にとって屋外運動場はいかなる価値があるかという問題があげられる。鶏たちは自由に動き回れる自由があるが、他方でそれらの鶏の多くは寄生虫をもっているのではないか、屋内飼養システムの方が好ましいのではないか、といった反論があるからである。そのため認可の決定は、むしろ代替できる畜舎システムの利用可能性が重視される傾向にある。スイスでひろく普及している「アビアリー・システム」はその好例である。

(3) 鶏舎システムのトレンド

[アビアリー鶏舎システム]

スイスでは、動物保護法により1981年からバタリーケージが禁止されるようになったため、その代替システムとして「アビアリー」(Aviary)鶏舎システムが開発され、ひろく普及している。アビアリーは、その動物福祉水準について妥協的であるという見方もできるが、多段階構造を採用しているため、比較的高い飼養密度が可能であるだけでなく、バタリーケージ以上の利点をもたらしているとされている。

スイス国内での屋内(舎飼い)システムのトレンドをみると(表2)、バタリーケージは1992年には完全になくなり、アビアリーが主流となっている。つねに改良がくわえられ、2000年には屋内飼

表2 産卵鶏の屋内(含飼い)システムと屋外システムのトレンド

	1979	1990	1992	1998	2000
屋内システム (indoor system)	83	83	80	41	
・バタリケージ	63	19	0	—	(—)
・アピアリー	0	47	57	65	(75)
・その他(平飼い等)	37	34	43	35	(25)
小計	100	100	100	100	(100)
屋外システム (outdoor system)	17	17	20	59	
・フリーレンジ	100	100	100	7	
・ウィンターガーデン	—	—	—	93	
小計	100	100	100	100	

(注) 2000年次における屋外システムの数値は不明
 (資料) ZTHZ ヒアリング (2003年10月) による。

養システムの75%を占めている。

[ウィンターガーデン鶏舎システム]

ところでスイスでは、後述する直接支払制度により、屋外運動をともなった飼養管理(屋外システム)に対して助成金が支払われるようになっていく。このような飼養管理は義務ではないが、しかし助成金によって誘導されるかのように、全体として1990年代に屋内システムから屋外システムへと大幅に移行している(表2)。

この1990年代のトレンドの中心となっているのが「ウィンターガーデン」と呼ばれるシステムで、1998年には飼養システム全体の過半(55%)を占めるまでに急増している。ウィンターガーデンは、家禽舎の長辺部分に沿ってネットに覆われた区域が設けられる構造で、家禽はその区域で外気に触れて日照を浴びることができるようになっている。

かつて屋外システムで一般的だったフリーレンジ(free-range)方式は、1990年代初頭までは飼養システム全体の20%程度を占めていたが、1998年にはわずかに4%まで減少している。1990年代における屋外システムへの移行というトレンドは、まさにウィンターガーデンへの移行を意味している。

Ⅲ. 農業環境政策(直接支払)と動物福祉

(1) 農業環境政策の推進と直接支払

動物福祉に配慮した鶏舎システムとして屋外システムが普及拡大していく背景には、さきにもふ

れたようにスイス農政のエコロジー化と助成金の充実がある。これは1992年の農政改革以降に本格化したもので、スイスにおいて直接支払が充実するもこの時期である。その後の99年1月に施行された新農業法では、より市場原理に則した生産方法への転換と、農業全体がエコロジカルなものに転換することが求められている。いわゆるスイス農政の「エコロジー化」である(飯國2001a, 2001b)。スイス農政が明確に環境指向の政策に転換したことにより、また直接支払がその政策手法の中心となったことにより、連邦政府の農業・食料関係予算(2002年)の60%が直接支払で占められているという⁵⁾。

1993年~98年におけるスイスの直接支払には、所得補填を目的とする支払、市場価格の低下に対応する支払(いわゆる補完的支払)、エコロジック的支払があった。このエコロジック的支払には、狭義の「エコロジー支払」と「IP」(統合生産)⁶⁾に対する支払があったが、1999年以降の新農業政策(いわゆるAP2002)では、「IP」への支払要件が「エコロジー実践証明ガイドライン」(ÖLN)として制定しなされる、それがすべての直接支払を受給する農場に求められることになっている。

ÖLNの骨子は、①環境に配慮した農業(営農行為)の実践、②動物福祉に配慮した動物飼養の実践、という2点である。つまりスイス農政において、動物福祉への配慮は以前にもまして重要な位置付けがあたえられたことになる。ÖLNの畜産に関する規定では「農業生産に関して指導的な規

定や動物保護立法は遵守されなければならない」(1.4. 家畜にふさわしい飼育のあり方)とされており、その意図は、1) 動物は群飼される、つなぎ飼いはされない、2) 動物は生まれついた習性にしたがって横臥したり、動き回ったり、その場所にとどまることができる、3) 畜舎には十分な日照がある、といったことである⁷⁾。より具体的な遵守事項は、州の規則や民間組織の表示プログラム等によっても明文化されている。

(2) RAUS および BTS のおもな要件

AP2002 以降のスイスの直接支払は、その全体が広義のエコロジー的支払になっているといえるが、その支払対象によって「一般直接支払」「エコロジー支払」「夏期放牧支払」に分類されている。「一般直接支払」は公共財(環境、景観)保全のために支払われるもので、直接支払の予算全体の 82% を占める(2002 年度、以下同じ)。「エコロジー支払」

と「夏期放牧支払」は、とくに環境保全と動物に配慮した実践行為に対する支払とされ、同予算全体の 18% を占める。このカテゴリーには、動物福祉の向上を目的とする「RAUS」(家畜の規則正しい屋外での放し飼い)⁸⁾と「BTS」(動物にやさしい畜舎システム)⁹⁾というプログラムも含まれている。RAUS は 1993 年に導入され同予算全体の 5.2% を占め、BTS は 1996 年に導入され同 1.5% を占めているという¹⁰⁾。

RAUS と BTS が導入された背景として、動物福祉に対する国民意識の高まりを指摘できるが、より直接的にはスイス動物保護協会(STS)の活動を指摘しておかななければならない。つまり RAUS と BTS の前史には 1981 年施行の動物保護法(Tierschutz Gesetz)があるが、この法律制定に向けて社会世論の啓発や政治的働きかけを行ってきたのが STS を中心とする動物保護団体だが

表 3 RAUS と BTS のおもな要件

RAUS のおもな要件

草食動物(牛、馬、山羊、羊)は:

- ・牧草の生育時期は、1 カ月当たり少なくとも 26 日は放牧されなければならない。
- ・天候が悪ければ、放牧地にかわってオープンエアの運動場にいられるようにできる。
- ・冬期の給餌期間は、1 カ月当たり少なくとも 13 日は屋外にいられるようにしなければならない。
- ・子牛、肥育牛、繁殖雄牛は、周年・昼夜を通じてオープンエアの運動場への自由なアクセスができれば放牧されなくてもよい。
- ・畜舎内はたしかな床(格子、穴等がない)で浅いわらの敷料へのアクセスができなければならない。

豚は:

- ・妊娠している豚は 1 週間当たり少なくとも 3 日は屋外にすることが許されなければならない。
- ・繁殖雄豚、若い繁殖豚(雌豚)、肥育豚は毎日屋外(放牧地または運動場)に出ることが許されなければならない。
- ・授乳中の雌豚と子豚を除くほとんどの豚は、コンクリートのオープンエアの運動場へのアクセスが恒常的に与えられる。
- ・横臥するためのベン(房)にはたしかな床が与えられなければならない。

家禽は:

- ・「43 日齢以上の繁殖用の雌鶏と雄鶏、産卵鶏、ひよこ、七面鳥」と「22 日齢以上のブロイラーで、少なくとも 56 日齢までに屠畜されるもの」は、終日屋外への自由なアクセスが与えられなければならない。
- ・屋外運動場は、屋内エリアに隣接し、床材・敷料が供されていなければならない。長いサイド(長辺)は畜舎内に開放されているか、ワイヤかプラスチック・フェンスで仕切られていなければならない。雨のときに使うためには、完全に覆われていなければならない。
- ・遅くとも正午から早くとも午後 5 時まで放牧地へのアクセスが与えられなければならない。鶏が鶏舎の周辺にいることを確保するため、放牧場には何らかの避難所(木、灌木、シェルター)を設けなければならない。
- ・天候が悪い(非常に寒い、非常に風が強い)か雪が降っているときは、屋外の運動場ないし放牧地へのアクセスを抑制することができる。

BTS のおもな要件:

- ・すべての家畜カテゴリーについて、家畜が寝る場所を例外として、畜舎内の日照は少なくとも 15 ルクスでなければならない。
- ・牛と山羊(BTS プログラムにはこれ以外の草食動物は含まれない)は、少なくとも 2 つの区切られた空間をもつ畜舎で飼養されなければならない。動物は、横臥する場所にワラかその他適切な敷料がなければならない。牛の給餌場所はたしかな床でなければならない。
- ・豚は、少なくとも 2 つの区切られた空間をもつ畜舎(たしかな床に粗い敷料があって横臥できる場所)で飼養されなければならない。
- ・家禽は、「43 日齢以降の繁殖用の雌鶏と雄鶏、産卵鶏、ひよこ、七面鳥」と「22 日齢以降のブロイラーで少なくとも 30 日齢までに屠畜されるもの」は、終日屋外へのアクセスが与えられなければならない。天候がよくない(非常に寒い、非常に風が強い)か雪が降っているときは、屋外への放飼を抑制することができる。

(注) 連邦規則より抜粋して筆者作成。

(資料) RAUS-Verordnung ; 910.132.5 (Verordnung des EVD über den regelmässigen Auslauf von Nutztieren im Freien. vom 7. Dezember 1998, Stand am 6. Februar 2001).

BTS-Verordnung ; 910.132.4 (Verordnung des EVD über besonders tierfreundliche Stallhaltungssysteme. vom 7. Dezember 1998, inkl. Änderungen vom 11. Dezember 2000).

らである。動物保護法は、産業用動物としての家畜の飼養管理をも規制するので、農業団体はこれにつよく抗議してきたが、そもそも実際の飼養管理方法を示す具体的基準が決められているわけではなかったという。そこでSTSでは、動物保護の観点から任意の飼養基準について検討を重ね、それが現在のRAUSとBTSに定める要件のベースに引き継がれたのである¹¹⁾。

(3) RAUS および BTS プログラムの展開状況

図3は、RAUS および BTS プログラムの対象家畜数（直接支払の交付対象としている家畜数を家畜単位に換算）についてスイス国内全体に占める割合を示している。プログラムに参加する家畜数は年々増加しているが、とりわけRAUSへの参加割合が高く、2000年以降はスイス国内の半数を超える家畜がRAUSプログラムによって直接支払を受給している状況がうかがえる。またその他の政府公表データ¹²⁾からは、つぎのような傾向を認めることができる。

第1に、RAUSへの参加状況は、畜種別にみると「肉牛」と「その他の草食動物」においてとくに参加割合が高いことである。その要因として、反芻動物はRAUSが求める屋外での放し飼いに比較的適応しやすいという生理特性をあげることができる。したがって、その反対にBTSでは「豚」と「家禽」における参加割合が比較的高くなっている。畜舎改良の重要性は中小家畜の方がより高いために、BTSが求める畜舎システムへの

移行にも積極的に対応しているとみることができ。

第2は、両プログラムへの参加割合を、それぞれ家畜単位と農場数で比較すると、「肉牛」では家畜単位と農場数の割合はそれほど大きく変わらない（RAUSの場合で60%弱、BTSの場合で20数%）が、「家禽」や「豚」で大きく違っている点である。もっとも顕著な「家禽」のBTSへの参加割合をみると、10数%のプログラムに参加する農場によって70%を超える家禽がプログラムの対象となっている。これは、中小家畜では飼養規模格差が大きく生産の集中化が進行していることに加えて、規模の比較的大きな農場ほどBTSへの参加割合が高いことを意味している。つまり経営規模の大きな農場ほど動物福祉に配慮した飼養管理への取り組みをすすめている（それだけの投資ができてい）という実態が浮かびあがってくる。

RAUS および BTS プログラムへの参加状況は以上のとおりであるが、これをもっとも左右する経済的要因は、各プログラムで定める直接支払の交付金単価である。その算定根拠は別の機会に検討したいが、要は政府からの交付金と畜産物の販売収益を加えた額から、動物福祉に配慮した飼養管理にともなう支出（労働、投資）を差し引いた収支がプラスであればよいわけである。

交付金単価を示した表4によれば、豚と家禽の場合、RAUSとBTSの交付金単価は同額である。これに対して牛及びその他の草食動物の場合、RAUSの単価がBTSの2倍になっている。動物福祉に配慮した飼養管理への転換によって生じる超過支出は、労働費を除くとRAUSであれば放牧地の地代が、BTSであれば畜舎設備の新築コストが大きくなると予想される。しかし、いずれにしてもこのような交付金単価を設定している背景には、とくに屋外での放し飼いの重要性を認め、それをつよく推進しようとする政策的意図がうかがえる。牛及びその他の草食動物のRAUSプログラムへの参加割合が高いことはすでに述べたとおりだが、その要因としてこのような交付金単価の問題があることは考慮しておかな

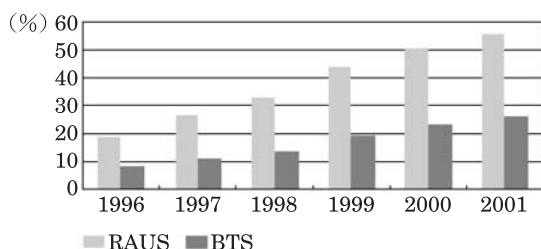


図3 RAUS および BTS プログラムの対象家畜数（家畜単位）割合の推移

(出典) スイス政府農業局 (<http://www.bw.admin.ch/agrarbericht/3/d/oekologie/ethologie.htm>)

(資料) 連邦農業局 (BLW)。

表 4 RAUS/BTS プログラムによる直接支払の交付金単価 (2002 年)

	RAUS	BTS	RAUS	BTS
	(スイスフラン)		(日本円換算)	
牛及びその他の草食動物 (1 家畜単位)	180	90	14,700	7,400
乳牛 (1 頭当たり)	180	90	14,800	7,400
山羊 (1 頭当たり)	37	18	3,000	1,500
豚 (1 家畜単位)	155	155	12,700	12,700
肥育豚 (1 頭), 年間 3 頭 (回転)	9	9	700	700
家禽 (1 家畜単位)	280	280	23,000	23,000
産卵鶏 (1 羽当たり)	3	3	230	230

(資料) 連邦農業局資料 (2003 年 10 月 28 日)。

ければならない。

IV. 有機畜産物市場の拡大と動物福祉

(1) 有機畜産の展開と有機市場

動物福祉に配慮した生産システムの実践は、一方で直接支払によって政策的に支持されているが、他方でその畜産物の高価格販売が期待されていることは容易に予想される。その意味で、動物福祉に配慮した生産システムの一つの典型を「有機畜産」にもとめることができる。有機畜産は、すでに法制的に有機規則が制定されているだけでなく、民間による有機認証(表示)事業が行われてきた実績がある。また有機畜産基準は、まさに動物福祉に配慮した飼養管理をもとめるものでもある。有機表示によるプレミアム価格は、直接支払のようにあらかじめ交付額が固定されているわけではなく、市場状況によって変動するため必ずしも高いプレミアム価格ないし付加価値を保証するとは限らない。しかし有機表示は、直接支払という政策支持にくわえて、市場を通じた「消費者支持」の可能性をもたらすとみなすことができる。動物福祉に配慮した飼養管理の継続と普及のために、有機表示は有効な手段の一つとなっている。

(2) 有機畜産に関する連邦規則とピオスイス基準

スイスの連邦政府が制定する有機規則は、他のヨーロッパ諸国と同様に表示規制として制定されている。スイス国内で用いられる「ピオ」ないし「エコ」の用語を定義して、誤認の可能性があるその他の用語から消費者を保護することがその趣旨

である。

スイスの直接支払には、有機農業(畜産を含む)に対する助成金があるが、その遵守事項はこの連邦規則によって規定されている。動物飼養(畜産)の要件のポイントは、①連邦政府プログラム「RAUS」に基づく、②土地との結びつきが重視され(工場の畜産は認められない)、少なくとも 50% は農場内産飼料を給与する、③導入される家畜は有機農場からに限られる(一部例外あり)、④その他の要件(動物の健康、飼料、繁殖技術、等)が遵守される、といったことが定められている。

民間の有機基準が、以上の連邦規則で定める要件を満たしていることは当然である。スイス国内で事実上の標準(デファクト・スタンダード)となってきたのは有機農業団体「ピオスイス」の有機基準である。ピオスイスは、スイス国内の 6,000 以上の有機農場、800 以上の加工業者や流通業者、専門家などによって構成される全国組織で、その有機基準の策定は 1981 年である。このピオスイス有機基準に基づいて「Bio-Knospe」(花つぼみ)ラベルの有機認証プログラムが開発され、運営されてきた。

連邦規則とピオスイス基準は表裏一体の関係にあるが、ピオスイスの有機畜産に対する考え方とくに強調されていることは、①完全な有機農法である(家畜を含めて農場全体が有機基準にしたがっている)こと、②閉鎖的な物質サイクル(最小限の追加購入分は許容されるものの有機飼料は農場内で生産され、家畜頭数制限により富栄養化がないこと)、③化学合成資材を使用しない(化学合成された添加剤、

散布剤、肥料、飼料添加物は使用しない) こと、④ 遺伝子組み換え (GMO) 技術と胚移植 (ET) は認めないこと、などである。

(3) 有機ミート市場の形成

有機ミートに対する需要は 1990 年代 (とりわけ BSE 危機) 以降に急増する。しかし需要増大にくらべると、有機畜産に転換する農場は少なく、全体として供給不足が続いてきた。スイスの有機農業界では、その要因は有機ミート市場が小さな市場で価格が不安定なためであると考えられていた。したがって、彼らは透明性の高い確かな有機ミート市場の形成こそが有機畜産の発展の鍵であると考えていた¹³⁾。

ピオプール社は、以上のような社会的要請のもと、ピオスイスが 3 つの肉牛販売会社とともに 2000 年に設立した傘下の子会社である。ピオプール社には、スイス国内の有機ミート市場のコーディネート機能の役割が期待されており、具体的活動として、有機ミートおよび家畜の価格表の作成と公表を行っている。ただし、ピオプール社自らが販売事業を行ってはいない。有機ミート市場参加者の希望取引量をもとに翌週価格を特定することは、生産者に有利な価格形成の可能性をもたらすと同時に、透明性の高い安定した市場の形成に寄与していると評価されている。

ところで、ヨーロッパ諸国の食品小売市場は一般に寡占的状況にある。スイス国内も同様の状況で、二大小売業者の「ミグロ」と「コープ」が食品小売市場を二分している。そのため両者はピオスイスの有機基準をベースとする点は共通するが、それぞれに表示プログラムとロゴを開発してきた。表示プログラムと流通ルートは実質的に対応しているので、たとえば有機ビーフ (牛肉) の場合、つぎのような有機表示が併存している。

「ピオ・バイデ・ビーフ」: ミグロの有機ビーフ・プログラムで、契約生産者から年間約 3,000 頭が供給され、販売されている (供給頭数はピオプール社資料 (2003) による推定。以下同じ)。ポイントは、① ピオスイスの有機ガイドラインを採用、② FAT (連邦農業経済工学研究所) の畜舎基準を採

用、③ 食肉衛生管理規則 (SR 817.190) を適用、④ BTS 規則 (SR 910.132.4) を適用、である。

「ピオ・ナトゥラ・ビーフ」: コープスイスの有機ビーフ・プログラムで、スイス肉牛協会 (SVAMH) の契約生産者から年間約 5,000 頭が供給されている。コープブランド「ナトゥラプラン」の一つで、ナトゥラプランのロゴとピオスイスのラベルが並記されている。

「ピオ・ビーフ」: ここでいう「ピオ・ビーフ」は、それぞれミグロとコープのプログラム以外で、有機表示して販売されるものである。ピオスイスの花つぼみラベルを表示するものがほとんどで、これに該当するのは約 2,000 頭である。肉用子牛を供給する有機酪農家の牛肉もこれに含まれる。

有機表示されない有機ビーフ: 有機として生産された有機ビーフがすべて「有機」として販売できるとは限らない。「有機」として販売できない場合、つまり慣行の流通チャンネルを通じて販売しなければならない場合、それがたとえ有機生産されたビーフであっても慣行生産のビーフとして販売されなければならない。このような肉牛は、スイス国内で約 6,000 頭にのぼると推測されている¹⁴⁾。

(4) 有機鶏卵市場の形成

つぎに有機鶏卵市場の状況についてみておきたい。表 5 は、「慣行」「有機」「ナトゥラプラン」¹⁵⁾ の鶏卵販売量を販売業者 (業態) 別に示している。鶏卵市場の全体状況をみると、「慣行」(ノラベル、IP を含む) 生産の鶏卵は、販売量も販売額ともに約 8 割と大きなシェアを占めている。他方「有機」卵は単価が高いため、販売数量は 9% であるが、販売額シェアは若干多い 12% である。いずれにせよ有機卵の市場シェアは 1 割程度となっている。

また小売業者 (業態) 別にみると、有機卵の販売割合が高いのは専門食料品店 (LM) や農家の直接販売である。ただしミグロやコープといったスーパーマーケットの販売量と販売額は絶対的に大きく、この両者が有機市場の発展に大きな鍵をもつ

表 5 スイス国内の有機鶏卵の販売実績 (2002.7-2003.6)

販売数量	販売数量 (百万個)	市場全体の シェア (%)	各販売ルートにおける内訳 (%)			有機卵販売量 (百万個)
			慣行	ナトゥラプラン	有機	
ミグロ	228.6	39.6	94		6	13.7
コープ	122.3	21.2	63	30	7	8.6
LM (食料品店)	41.7	7.2	87		13	5.4
農家 (直接販売)	94.4	16.4	87		13	12.3
その他	89.6	15.6	—		—	11.3
市場全体	576.6	100	84.7	6.4	8.9	51.3

販売金額	販売金額 (百万 CHF)	市場全体の シェア (%)	各販売ルートにおける内訳 (%)			有機卵販売額 (百万 CHF)
			慣行	ナトゥラプラン	有機	
ミグロ	106.1	37.5	90		10	10.6
コープ	65.5	23.2	52	37	11	7.2
LM (食料品店)	23.2	8.2	85		15	3.5
農家 (直接販売)	47.5	16.8	81		19	9.0
その他	40.7	14.3	—		—	3.9
市場全体	283.0	100	79.3	8.6	12.1	34.2

(出典) ZTHZ 提供資料。

ていることにはかわりはない。なお、このデータからの単純な推計であるが、鶏卵 1 個当たり単価は、「慣行」が 0.46 CHF (1 CHF を 80 円として換算すると 37 円)、「ナトゥラプラン」が 0.66 CHF (同 53 円)、「有機」が 0.67 CHF (同 54 円) である。

V. 動物福祉に対する消費者理解

有機畜産物を小売業者が販売戦略のなかに積極的に位置づけることができるか否かは、生産側の供給能力と畜産物の安全性や動物福祉に対する消費者理解が大きな鍵となっている。最後にこのことをコープスイスの事例によって検討する。

(1) コープ・ナトゥラプランの概要

コープスイスが、従来の「もっともっと安く」に替わり、「環境と両立した生産から得られた食品、人道的 (人間的) な動物飼養から得られた食品」という販売方針に転換したのは 1990 年である。そして 1993 年にはじめて「コープ・ナトゥラプラン」のブランド製品として、「花つぼみ」ラベルのついた有機ナチュラル・ヨーグルトと「ナトゥラ・ビーフ」ラベルのついた牛肉の販売を開始する。翌 94 年には販売額が 2,100 万スイスフランに増大するが、供給不足状態にあったため、コープは 1995 年にエコロジカルで市場指向型の農業政策¹⁶⁾ を政治的に支持し、農業者が有機農業

に転換することを促すためのメディア・キャンペーンを開始する。ピオスイスや SVAMH (スイス肉牛協会) との協力関係が築かれるのはこの時期である。

現在、ナトゥラプランは 2 つのカテゴリーで構成され、小売店舗では「グリーン」と「ブルー」の色違いのパッケージで区別されている。グリーンは、有機生産されたミートと卵である。またブルーは、人道的な飼養方法によって生産されたミートと卵ということで「準有機」という位置づけである。

表 6 は、この 2 つのカテゴリーを比較したものである。いずれも自然にちかい人間的な飼養管理が求められ、BTS や RAUS は最低限の要件とされている。そして包括的トレーサビリティ・システムをもった品質モニタリングによってその品質が保証されるとしている。またナトゥラプランの食肉と卵は、スイス国内の農場から供給される、遺伝子組み換え (体) の使用は動物の繁殖および飼料生産のいずれにおいても禁止されている。

ナトゥラプランのすべての製品は、コープとは独立した検査組織 (bio inspecta, Bio Test Agro, IMO, SGS といった検査専門組織) によってコントロール (検査) される。コープ自身も、生産のすべての段階におけるガイドラインの遵守と、包括的

表6 コープ・ナトゥラプラン (ブルーとグリーン)の相違)

ブルーライン (準有機)	グリーンライン (有機)
「ナトゥラプラン」ロゴ	「ナトゥラプラン」ロゴと「花つぼみ」ラベルを並記
自然にちかい統合生産 (IP) 人間的な動物飼養	有機生産
統合生産 (IP) 要件を満たした農場	有機生産を農場全体でおこなっている農場
動物は放牧場にアクセスできる	
とくに人間的な動物飼養	
慣行的方法によって生産された飼料	有機的方法によって生産された飼料
GM 飼料の許容レベルは 3%	GM 飼料の許容レベルは 0.5%
独立団体によるモニター (STS/スイス動物保護協会, SVAMH/スイス肉牛協会, SGS)	

(資料) コープスイス資料から抜粋して筆者作成。

表7 コープ・ナトゥラプランにおける畜産物の概要

<p>ナトゥラ・ビーフ</p> <p>すべての若い子牛は、母牛 (育成、授乳している母牛) と一緒に育てられ、一日のうちの数時間は放牧地で過ごす。悪天候のとき、彼らは「屋外運動区域」と「敷きわらのある休息区域」にアクセスできる。</p> <p>子牛は、おもには母牛のミルクが与えられ、その後は自家農場で生産された乾草、牧草、サイレージが給与される。</p>
<p>ナトゥラプラン・ポーク</p> <p>コープ・ナトゥラプラン・ポークは、放牧場へのアクセスができる人間的な条件の下で生産されたポークである。すべての肥育豚、繁殖用の雄豚および雌豚は、放牧場 (一般的には固まった地面の運動場) にアクセスできる恒常的な選択が与えられる。母豚、子豚、肥育豚は、動物にやさしいペンで群飼される。彼らは、給餌場所と、敷き藁のある休息場所へのアクセスが与えられる。</p>
<p>ナトゥラプラン・鶏肉</p> <p>動物は、屋外の放牧場 (outdoor grazing)、または屋根のある外気にふれることができるエリア (covered outdoor area) へのアクセスが毎日与えられる。丈夫で、比較的ゆっくり成長する品種は、とくに美味しい肉を生産するのに用いられる。すべての動物は、スイス国内の親鳥から生まれている。若いヒヨコと受精卵は輸入されない。</p>
<p>ナトゥラプラン・フリーレンジ養鶏卵</p> <p>肉鶏および産卵鶏はともに、3つのちがった区域 (鶏舎、覆いのある屋外エリア、放牧場) へのアクセスが与えられる。スイスの鶏だけが用いられる。飼料には、予防的な医薬品ないし黄身の色を調整する人工物質を含んではならない。</p> <p>すべての卵は、産卵日と生産者コードが印字される。</p>

(資料) コープスイス提供資料から抜粋して筆者作成。

な品質保証システムの履行を保証するため、ランダムチェックを実施する。とくに重要なのは、動物の飼養管理、飼料、薬品の使用、ストール、屠畜場までの輸送など過程全体のトレーサビリティの確保である。このような管理システムは、従来の有機認証の手法がより洗練されたものといえるが、とくに注目しておきたいのは、有機認証の検査業務を行ってきた組織 (たとえばピオ・インスペクタ) のほかに、スイス動物保護協会 (STS) が設立した「STS 検査サービス」がポークとブーレの検査を担当している点である。このように動物保護団体も有機市場の検査制度にコミットしている

点は注目されよう。

(2) ナトゥラプランの実績

ナトゥラプランによる食肉・鶏卵販売額は、2001年から2002年にかけて15%の成長で、1,014百万スイスフランに達する。そのうち「花つぼみ」ラベルの有機製品は526百万スイスフランで、人間的な動物飼養条件のもとで生産された食肉と卵は488百万スイスフランである (図4)。経済事業としても成功していると評価されている。

ナトゥラプランの製品は、有機 (グリーン) と準有機 (ブルー) の2つのカテゴリーで供給されてきたが、2002年より「有機」のフレッシュ・ミート

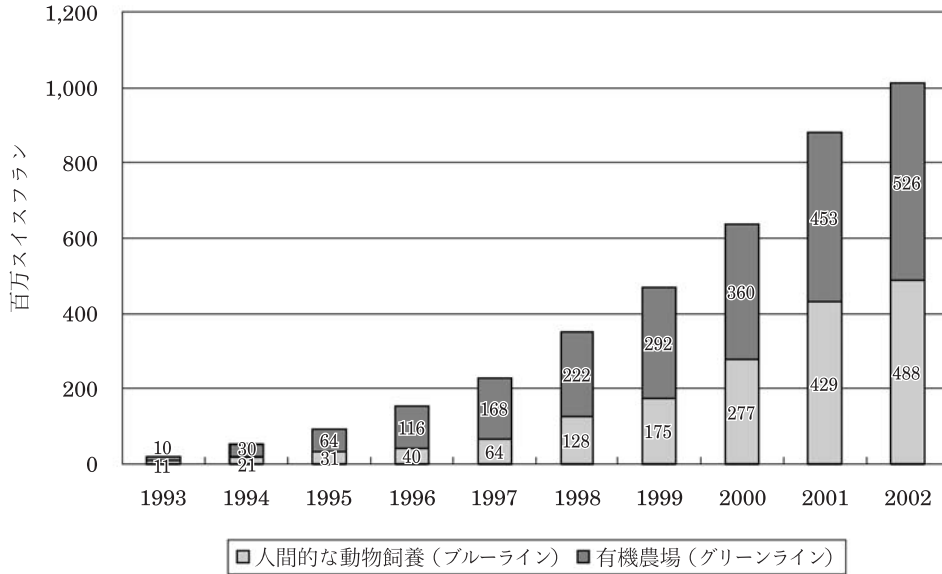


図 4 コープ・ナトゥラプラン（食肉・鶏卵）販売額の推移

（出典）COOP, The brand Coop Naturaplan, October 2003.

の販売品目を増やした結果、販売額は 87% も増加し、2,110 万スイスフランに成長している。スイスの有機ミート市場において、コープが市場リーダーとしての地位をつよめる結果となっている。

VI. まとめ

スイスは、もともと動物保護や動物福祉に対する国民的関心が高かったとされている。それをさらにつよめたのは、動物保護団体による政治的働きかけがあったこと、また既成の農業団体とは別に、有機農業団体やコープといった民間組織や消費者組織によって政治的働きかけが行われてきたことが功を奏しているものと考えられる。これらの政治的状況は、農業政策のエコロジー化の政治的状況とあいまって、直接支払というかたちの政

策支持を獲得することにも成功している。

また他方で、動物福祉に配慮した飼養管理方法の普及は、とくに 1990 年代以降の有機市場の発展という経済環境の変化によってより促進される状況となっている。有機畜産物に対して価格プレミアムが期待されるようになってきているからである。価格プレミアムは変動的であり必ずしも十分であるとは限らないが、さきの政策支持にくわえて、さながら「消費者支持」としての効果をも有機農場に対してもたらしている。

スイスにおいて動物福祉概念がひろく社会的に受け容れられている要因は、法規制だけでなく、以上のように政策的状況と社会経済的環境によるところが大きいといえよう。

注

1) 「動物福祉」(animal welfare) 概念については、戸田清の翻訳と解説が大変参考となる（ドゥグラツィア（2003）『動物の権利』戸田清訳）。また松木洋一はその著書において、動物福祉団体が求めてきた「動物福祉」の実現とは「動物の苦痛の除去と虐

待防止である」と端的に述べている（松木他，2004：12）。

なお、ヨーロッパ諸国の動物福祉に関する政治的認識を示すという点で、欧州連合（EU）設立条約（いわゆるアムステルダム条約）の付属議定書「動物

の保護とウェルフェアに関する議定書」がしばしば参照されている(福士, 2001: 75-81, 松木, 2004: 13)。そのポイントとして重要なのは、動物は「感受性をもった存在」(sentient beings)であると明記されたことである。この影響を、福士正博は「この議定書の内容にしたがうならば、共通農業政策は、農業用に飼育された動物を、たんなる財や畜産物ではなく、感情を表わし、痛みなどの感覚を持つ生きた存在として認識されなければならない」(福士, 2001) ことであると指摘している。

また動物福祉の原則として、イギリスの家畜動物福祉審議会 (FAWC) が 1993 年に提言した「5 つの自由 (解放)」(Five Freedoms) もよく知られている(松木, 2004: 13, 植竹, 2004: 1)。5 つの自由とは:

- ・ 飢えと渇きからの解放…十分な健康と活力に必要な飼料と水に近づく (利用する・摂取する) 権利の保障
- ・ 不快からの解放…快適な休息場所と各種の環境ストレスを避けるための施設を備えた適切な環境の提供
- ・ 痛み, 損傷, 疾病からの解放…これらの予防と迅速な処置
- ・ 正常な行動を発現する自由…十分な飼育スペースと設備ならびに同種の仲間の提供
- ・ 恐怖と苦悩からの解放…精神的苦悩を回避する条件の整備と措置

- 2) 「動物保護」(animal protection) は、動物福祉を前提とした概念といえるが、飼養動物, 使役動物, 実験動物などを苦痛や虐待から保護することを意味するという点でより具体的概念といえる。ヨーロッパ諸国で制定されている動物福祉に関する法令等は一般に「動物保護法」となっている。
- 3) 「動物の権利」を論じた著書としてドゥグラツィア (2003) 『動物の権利』がある。また、ナッシュは『自然の権利』(Nash, 1990) において、思想的アプローチから「自然の権利」概念の変遷と見取り図を示している。「動物の権利」概念の変遷もそのなか

に位置付けて論じられている。

- 4) 工場的な動物飼養の問題の告発書として、Harrison, R. (1964) *Animal Machines: The New Factory Farming Industr*, および Mason, J. and P. Singer (1980), *Animal Factories*, が社会的関心を高める上で大きな役割を果たした。
- 5) スイス政府農業局の直接支払制度担当者へのヒアリングによる (2003 年 10 月)。
- 6) IP (統合生産) は、有機農業には達しないが、慣行農業よりも環境に配慮した生産方法と位置付けられ、スイスでは政策的にこれを推進してきた。また一部では、IP ラベルのための表示プログラムを開発、運用している組織がある。詳しくは大山 (2003 a) を参照。
- 7) ÖLN の翻訳資料として大山 (2001a) がある。
- 8) RAUS (Regelmässigen Auslauf von Nutztieren im Freien)
- 9) BTS (Besonders Tierfreundliche Stallhaltungssysteme)
- 10) スイス政府農業局の直接支払制度担当者へのヒアリングによる (2003 年 10 月)。
- 11) スイス動物保護協会 (STS) におけるヒアリングによる (2003 年 10 月)。
- 12) スイス連邦政府農業局のホームページによる (<http://www.blw.admin.ch>)。
- 13) ビオプール社 (パーゼル) でのヒアリングによる (2003 年 10 月)。
- 14) ビオプール社 (パーゼル) でのヒアリングによる (2003 年 10 月)。
- 15) 「ナトゥラプラン」とはコープのプライベートブランドである。準有機ブランドと理解すればよいだろう。
- 16) エコロジカルで市場競争型であることは一見矛盾するかのようであるが、それを両立させる農業ビジョンが提起され、議論されていた。その概要と論点は、リーダー (Rieder, 1998) の邦訳と解題 (飯國, 2000) に詳しい。

引用・参考文献

- 青木人志 (2002) 『動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較—』有斐閣。
- 飯國芳明 (2000) 「スイスにおける直接支払制度の現状と課題」『欧州における直接所得補償の実態と運用に関する調査』農政調査委員会。
- 飯國芳明 (2001a) 「直接支払制度と構造改善の対立と調整: スイス農政の経験」『高知論叢』高知大学経済学会, 第 71 号。
- 飯國芳明 (2001b) 「エコ化 (Ökologisierung): スイス農政の底流」『高知論叢』高知大学経済学会, 第 72 号。
- 植竹勝治 (2004a) 「欧州連合 (EU) の動物福祉に関する規制の現状」『欧州における動物福祉と規制に関する実態

- 調査』中央畜産会・農政調査委員会。
- 植竹勝治 (2004b) 「英国における動物福祉に関する規制の現状と今後の動向」『欧州における動物福祉と規制に関する実態調査』中央畜産会・農政調査委員会。
- 大山利男 (2001a) 『ヨーロッパにおける特別栽培農産物の表示・取扱いガイドライン調査報告書』農産業振興奨励会。
- 大山利男 (2001b) 「有機農業にかかる政策手法に関する考察—スイス農政の展開を事例として—」『有機農業—21世紀の課題と可能性—』有機農業研究年報 Vol. 1, 日本有機農業学会・ commons。
- 大山利男 (2003a) 「スイスを中心とするヨーロッパ諸国の IP 農産物の生産・流通と表示の現状」『環境保全型農業の課題と展望—我が国農業の新たな展開に向けて—』大日本農会叢書 4, 大日本農会, p. 221-241。
- 大山利男 (2003b) 『有機食品システムの国際的検証—食の信頼構築の可能性を探る—』日本経済評論社。
- 大山利男 (2004) 「スイスにおける動物福祉に関する規制と有機畜産」『欧州における動物福祉と規制に関する実態調査』中央畜産会・農政調査委員会。
- 津谷好人 (2001) 「EU における農業用動物福祉政策の展開—主にドイツを対象に—」『新農政推進等調査研究事業報告書』中央畜産会・農政調査委員会。
- 福士正博 (2001) 「ヨーロッパ農業とアニマル・ウェルフェア—イギリス農業を中心に—」『新農政推進等調査研究事業報告書』中央畜産会・農政調査委員会。
- 松木洋一・永松美希 (2004) 『日本と EU の有機畜産—ファームアニマルウェルフェアの実際—』農山漁村文化協会。
- 美根慶樹 (2003) 『スイス 歴史が生んだ異色の憲法』ミネルヴァ書房。
- BVET Magazin, 1/2003, BTS & RAUS.
- DeGrazia, D. (2002), *Animal Rights, A Very Short Introduction*, Oxford University Press [ドゥグラツィア, デヴィッド (2003) 『動物の権利』戸田清訳, 岩波書店]。
- Fröhlich, E. and Oester, H. (1999), The Obligatory Testing in Switzerland, Standing Committee of the European Convention for the Protection of Animals kept for Farming Purposes (T-AP), 38th meeting, Strasbourg, 23-26 November 1999.
- Geiser, F. and Danuser, J. (2003), BTS und RAUS: Was bringen sie den Nutztieren? *BVET Magazin*, 1/2003.
- Harrison, R. (1964), *Animal Machines: The New Factory Farming Industry*, Vincent Stuart Publishers, Ltd. [ハリソン, ルース (1979) 『アニマル・マシーン: 近代畜産にみる悲劇の主役たち』橋本明子, 山本貞夫, 三浦和彦共訳, 講談社.]
- Huber-Eicher, B. and Sebö, F. (2001), Reducing feather pecking when raising laying hen chicks in aviary systems, *Applied Animal Behaviour Science*, 73, p. 59-68.
- Mason, J. and P. Singer (1980), *Animal Factories*, Crown Publishers, Inc. [メイソン, ジム, ピーター・シンガー (1982) 『アニマル・ファクトリー: 飼育工場の動物たちの今』高松修訳, 現代書館]
- Nash, R.F. (1990), *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, The University of Wisconsin Press. [ナッシュ, ロデリック・F. (1999) 『自然の権利』松野弘訳, ちくま学芸文庫]。
- Regula, G., Danuser, J., Spycher, B. and Cagienard, A., (2003), Improvement of health and welfare of dairy cows and fattening pigs in 'animal friendly' housing systems, Swiss Federal Veterinary Office, Monitoring Department (28 October, 2003).
- Rieder P. (1998) "Berglandwirtschaft im Spannungsfeld von Markt, Politik und Gesellschaft", *Didien Ruef, Ulrich Ladurper, Bauern am Berg*, Affizin Verlag, p. 201-208. [リーダー, ピーター (2000) 「山岳経済: 市場政策, 社会の緊張の場」飯國芳明訳, 『のびゆく農業』No. 904, 農政調査委員会]
- Singer, Peter ed. (1985) *In Defence of Animals*, Basil Blackwell. [シンガー, ピーター編 (1986) 『動物の権利』戸田清訳, 技術と人間]
- Willer, H. and Youssefi, M. eds., (2004) *The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2004*, Bonn: International Federation of Organic Agriculture Movements.

(受付 2004年12月8日)
(受理 2005年1月12日)

Animal Welfare Regulation under the Agri-Environmental Policy in Switzerland

Toshio OYAMA (Agricultural Policy Research Committee Inc.)

Animal welfare issues emerged in European countries and changed and diversified by each country with the times, according to their cultural value, ethic and religion. However, the animal welfare issue has become a political and economical one, especially since 1990's, because of introduction and/or implementation of legal regulation for improving the conditions of animal welfare.

The Animal Protection Law in Switzerland came into force in 1978, and was the first one in the world to prohibit the battery cage system for laying hens. The Swiss Federal Ministry of Agriculture has been implementing unique programs such as RAUS (Regular Outdoor Exercise for Livestock) and BTS (Particularly Animal-friendly Stabling) under the agri-environmental policy since 1990's. More than half of farms are receiving direct payment under the RAUS program.

The aim of this paper is focusing on the Swiss Animal Protection Law, RAUS and BTS programs, and the expansion of organic market and public awareness which enhance the conditions of animal welfare.